



定額減税補足給付金(調整給付)のお知らせ

- 定額減税の対象者のうち、定額減税可能額が実際の税額を上回ることによって、定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対し、その差額を『調整給付金』として支給します。
- 調整給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 支給対象と見込まれる人には、「定額減税補足給付金(調整給付)支給確認書」を発送しますので、その確認書を返送等、または裏面の「オンライン(WEB)申請のご利用方法」に記載の二次元コードからオンライン申請をしてください。

給付金額について

(1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	-	令和6年分 推計所得税額 (減税前) ※	=	① 所得税分控除 不足額 (0円未満の場合は0円)
※令和6年分所得税額は未確定のため、令和5年中の所得等をもとに、国が提供する算定ツールを用いて推計した所得税額				

(2) 「個人住民税所得割分控除不足額」の算出方法

定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	-	令和6年度分 個人住民税所得割額 (減税前)	=	② 個人住民税分控除 不足額 (0円未満の場合は0円)
---------------------------	---	------------------------------	---	-----------------------------------

「調整給付金額」の算出方法

① 所得税分控除不足額	+	② 個人住民税分控除不足額	=	③ 調整給付金額 (1万円単位で切り上げて算出)
-------------	---	---------------	---	-----------------------------

給付日

野洲市が確認書を「受理」した日から
概ね3週間程度

※記載内容に不備があった場合は支給が遅れることがあります。

支給対象および手続き

支給対象者

以下の①・②すべてに当てはまる方

- 定額減税可能額が、「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る方
- 合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

手続きの方法

確認書を返送または窓口提出する場合

記載内容を確認、必要事項を記入し、本人確認書類等必要となる書類の写しを添付の上、返送または窓口提出してください。

※原本提出となるため控えが必要な方は、あらかじめコピーなどしてから返送または提出してください。
※窓口での受付は、開庁日の9時00分～17時00分までとなります。

オンライン(WEB)申請をする場合

裏面の「オンライン(WEB)申請のご利用方法」に記載の二次元コードをスマートフォン等で読み取り、手続きを行ってください。

※マイナンバーカードが必要です。 ※オンライン申請の場合は、確認書等を返送していただく必要はありません。

提出期限：令和6年10月31日(木)【消印有効】

※オンライン申請する場合も同様です。